



1. ごあいさつ
2. 前回の振り返り（説明）
3. 施設の利用規則について（説明）
4. ワークショップの進め方、お約束について（説明）
5. グループワーク
6. グループ発表
7. 次回予告・なんでもアンケート

次回：第7回「複合施設のメリットを活かした取組を考えよう」
5月22日（土） 場所：土橋小学校 特別活動室

あたらしい宮前市民館・ 図書館を考える ワークショップ

2021年 4月17日 (土)

第6回テーマ

みんなのためのルールを考える②

宮前区のミライづくりプロジェクトについて

Q&A よくあるご質問にお答えします (これまでネット質問フォームに寄せられた質問等も掲載しています)

- Q1 なぜ、区役所、市民館、図書館は移転するの？**
A1 移転・整備によって、アクセスやバリアフリーなど現施設の課題の解消に加え、施設の利便性、耐震性、機能性向上などの効果が期待されます。このほか、区民意見としていただいた課題への対応を含め、現施設の継続利用と移転・整備の検討を行った結果、今回の再開発に合わせて移転・整備し、持続可能で宮前区全体の活性化を促す「核」としてのまちづくりを進めていくこととしました。
- Q2 鷺沼駅前に移転すると、遠くなって不便になる地域もあるのでは？**
A2 再開発で、鷺沼駅のバスターミナルを約2倍の広さにします。小田急路線からバス路線の新設や、向丘地区からの増便など、区民の皆さまの利便性向上と、宮前区全体の発展に向け、バス事業者と連携した取組を進めています。
- Q3 新しい宮前市民館・図書館や区役所は、いつ、どこにできるの？**
A3 再開発計画(施設計画や機能)の検証状況等を踏まえ、現時点の想定では、市民館・図書館は令和8(2026)～9(2027)年度頃、駅前街区の再開発ビルの低層階に整備する計画です。また、区役所は令和11(2029)～13(2031)年度頃、北街区の再開発ビルの低層階に整備する計画です。
- Q4 新しい宮前市民館・図書館の施設規模は「現施設と同程度を基本」とされているが、コロナ禍でゆとりある空間の確保が必要では？**
A4 今後、利用者増の見込みや多様なニーズ等を精査し、両施設の共有化、多機能化や民間との共有スペースの効果的かつ連続的な利用等の工夫など、具体的な施設づくりに向けて、全庁的な新型コロナウイルス感染症対策も踏まえて、基本・実施設計や管理運営計画の策定の中で検討していきます。また、再開発建築物全体でポストコロナを見据えた多様化するニーズ等にも応じられるよう民間スペースとの連携も含めた対応を、準備組合と協議・調整していきます。
- Q5 現在の宮前区役所や市民館・図書館はどうなるの？**
A5 現在の宮前区役所や市民館・図書館は鷺沼駅周辺に移転します。鷺沼駅周辺に新施設がオープンしたあとの現在の施設・用地の使い方については、令和3(2021)年度以降、区民の皆さまのご意見を伺いながら、検討していきます。
- Q6 現在の建物は、今後は使えないの？**
A6 現在の区役所・市民館・図書館の建物は、長寿命化や修繕の検討を行った上で使い続けられる可能性はありますが、バリアフリー面などの課題は残ります。令和3(2021)年度以降、新たな使い方で活用に向けて、継続利用のメリット、デメリットなどを整理し、区民の皆さまのご意見を伺いながら、検討していきます。
- Q7 向丘出張所はどうなるの？**
A7 地域の皆さまの身近な拠点として、より一層利用していただけるよう、出張所の機能や活用方法について、地域の皆さまと一緒に検討しています。令和3年(2021)年度中に方針を策定する予定です。
- Q8 高層マンションは周辺環境への影響(風害・交通渋滞)が心配では？**
A8 令和2(2020)年6月に準備組合により公表された環境アセス準備書において、風害、地域交通等の環境配慮項目に関する予測結果が示され、環境保全措置等を講じることで計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価されていますが、施設計画の検証結果を踏まえて、改めて関係法令等を踏まえた計画となるよう、協議・調整を行ってまいります。
- Q9 フレル鷺沼は無くなってしまふの？**
A9 再開発事業の推進にあたり、撤去されることとなりますが、工事期間中は仮設店舗の設置など、生活利便機能の継続について検討していくこととします。
- Q10 施設計画の検証結果はいつ頃公表されるの？**
A10 本ニュースレターに掲載した整備イメージ(案)の実現に向けて、今後、準備組合による施設計画の検討が進められることとなりますが、本市としても、再開発事業の早期着手に向けて、令和3(2021)年内の環境アセス・都市計画手続き再開のタイミングに併せて、計画案を公表する予定です。

お問い合わせ先

- 再開発事業など、まちづくりに関すること
まちづくり局地域整備推進課 TEL:044-200-0483
- 市民館・図書館に関すること
教育委員会事務局生涯学習推進課 TEL:044-200-1981
- 区役所に関すること 宮前区役所企画課 TEL:044-856-3170
- 現区役所等施設・用地の活用に関すること
財政局資産運用課 TEL:044-200-2346(令和3(2021)年3月)
総務企画局公共施設総合調整室 TEL:044-200-2346(令和3(2021)年4月～)
- 向丘出張所の機能検討に関すること 市民文化局区域推進課 TEL:044-200-2309

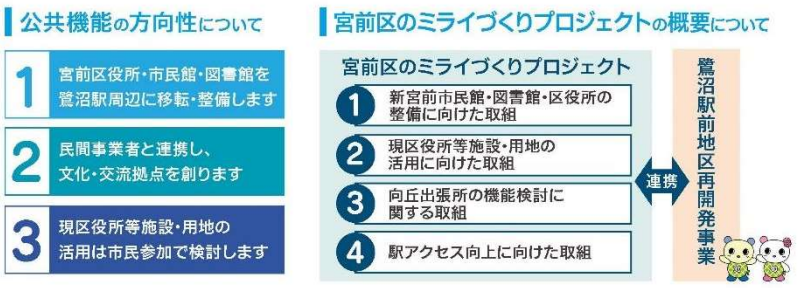
ホームページなどで取組内容をお知らせ中!
 ニュースレター第1号もこちらでご覧いただけます。
 ネット質問フォームを設置しています!
 令和3(2021)年4月30日まで、本プロジェクトへの質問を受け付けています。※ホームページの質問フォームがFAX(044-200-3967)で受け付けられない場合は、電話でのご質問も受け付けます。

宮前区 ミライづくり

宮前区のミライづくりプロジェクトニュース 第2号

令和3(2021)年3月発行
発行元 | 川崎市

鷺沼駅周辺では、現在、再開発準備組合(以下、「準備組合」という)による再開発事業の検討が進められています。川崎市では、再開発の機会を捉えて、宮前区全体の将来を見据えた取組を推進するため、平成31(2019)年3月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定しました。この方針に基づく取組を「宮前区のミライづくりプロジェクト」と名付け、「新宮前市民館・図書館・区役所の移転・整備」、「現在の区役所などの施設や用地の活用」、「向丘出張所の機能のあり方」、「駅へのアクセス向上」等について、検討を進めています。そしてこの「宮前区のミライづくりプロジェクトニュース」では、引き続き、各取組や再開発事業の状況等についてお伝えしていきます。(プロジェクトニュース第1号は、令和2(2020)年2月に発行しています)



全体スケジュール(予定)について

現在行われている再開発計画の検証(詳細は中面をご覧ください)を踏まえて、現時点で想定する今後の取組スケジュールは、次のとおりです。

年度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)～R9(2027)	R10(2028)～R13(2031)
基本方針策定	市民館・図書館	基本的な考え方・基本計画策定	設計・管理運営計画策定	整備工事	R8～R9 新宮前市民館・図書館OPEN	
	区役所	施設全体の設計との調整	基本計画策定・設計	整備工事	R11～R13 新宮前区役所OPEN	
	2 現施設用地	基礎調査・市民参加による検討	活用基本方針策定(R5)	方針に基づく取組の推進		
3 向丘出張所	市民参加による検討	活用方針策定(R3)	方針に基づく取組の推進			
	再開発	計画検討	環境アクセス手続 都市計画手続	実施設計	駅前街区工事	R8～R9 供用開始 北街区工事 R11～R13 供用開始

宮前区のミライづくりプロジェクトについて

宮前区のミライづくりプロジェクト

1 新宮前市民館・図書館・区役所の整備に向けた取組

令和2(2020)年度は、これまで市民の皆さまからいただいたご意見等を踏まえ、8月に「新しい宮前市民館・図書館基本計画」を策定しました。

【新しい宮前市民館・図書館の基本理念】

「市民の力で成長し続ける 宮前区らしいスタイルの市民館・図書館」

～多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ～
生活・文化・教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりをめざして～

【新しい宮前市民館・図書館の基本方針】

行きたくなる市民館・図書館	さらに飛び出す市民館・図書館	地域の“チカラ”を育む市民館・図書館	空間・機能が“融合”する市民館・図書館	区役所・民間等と連携する市民館・図書館
---------------	----------------	--------------------	---------------------	---------------------

また、新しい市民館・図書館で行われる事業や使用ルール等を定める管理運営計画を皆さまと一緒に考えるために、ワークショップ(全9回)を行っています。詳しくは「あたらしい宮前市民館・図書館を考えるワークショップニュースレター」をご覧ください。



「あたらしい宮前市民館・図書館を考えるワークショップ」の様子

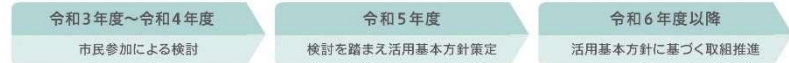
詳しくはこちら



2 現区役所等施設・用地の活用に向けた取組

現在の宮前区役所等の施設・用地の活用については、「①市による施設・用地の保有」、「②宮前区全体と周辺エリアの将来を見据えた課題やニーズの整理」、「③市民参加による検討」を基本的な考え方として検討することとし、これまで、地域課題の整理などに取り組んできました。

令和3(2021)年度以降は、再開発事業の進捗状況を踏まえつつ、市民の皆さまのご意見を伺いながら、令和5(2023)年度の「(仮称)宮前区役所等施設・用地の活用に関する基本方針」(活用基本方針)の策定に向け、取組を進めていきます。



3 向丘出張所の機能検討に関する取組

現在、「むかいがおか 出張所×まちづくり アイデアカイギ」(全3回)を開催し、地域と出張所のミライについて、参加者同士で話し合いを進めています。その他、関係団体へのヒアリングを行うなど、地域の皆さまから様々なご意見をいただいています。

令和3(2021)年度は、いただいたご意見等をとりまとめ、「(仮称)向丘出張所の今後の活用に関する方針」の策定に向け、取組を進めていきます。

詳しくは「みんなでつくる むかいがおかミライ通信(ニュースレター)」をご覧ください。



「アイデアカイギ」の様子

みんなでつくる むかいがおかミライ通信

詳しくはこちら



4 駅アクセス向上に向けた取組

再開発事業により、交通広場の拡充整備や交差点の集約化など、駅周辺の交通環境の改善を行います。また、路線バスネットワークの充実に向け、今後、交通広場の供用開始時期を見据え、バス事業者と連携した取組を進めます。

鷺沼駅前地区再開発事業

再開発計画(施設計画や機能)の検証について

令和2(2020)年11月、準備組合から、新型コロナ危機を契機として、再開発計画(施設計画や機能)の再検証を行いたい旨、市に対して申し入れがあり、それに対する市の取組方針や具体的な取組・スケジュール等を整理しました。

再開発計画の検証に関する申し入れ(様子)(令和2(2020)年11月 準備組合)

- 基本方針を踏まえつつ、引き続き、再開発事業を推進
- オープンスペースの重要性や職住近接のニーズに対応し、将来にわたり市民が、安心・快適に利用できる施設計画や機能について再度検討
- 早期着手に向けた取組を推進

①広場 環境共生型の開放的なオープンスペース	②開放 若狭空間から開放する種別的な半外部空間	③境界 商業・公共を融合するポスターな機能構成	④職住 職住近接を実現する新たなワークプレイス	⑤流動 内外からの人の流れを促進する流動・集約計画
---------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------------------

【参考】新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(論点整理)(令和2(2020)年8月 委員会)

新型コロナウイルス危機を契機とした今後の都市政策の方向性(要点)

- 都市の持つ集積のメリットを活かして、国際競争力強化やコンパクトシティなどは引き続き進めつつ、「三つの密」の回避など「ニューノーマル」に対応したまちづくりが必要
- 職住近接のニーズに対応したまちづくりの推進
- 緑やオープンスペースの柔軟な活用 等

市の取組方針

「準備組合からの申し入れ」や国が公表した「まちづくりの方向性」を踏まえ、今後、次のとおり取組を推進する。

地域生活拠点の形成

- 基本方針に基づく取組の推進
- 宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成

施設計画や機能の検証

- 再開発事業の施設計画や機能について、社会ニーズ等の変化に対応し、将来にわたり市民が安心・快適に利用できる施設計画となるよう協議・調整を行う

取組スケジュールの見直し

- 再開発事業の全体スケジュールを精査
- 都市計画手続き等を現行より1年から1年半先送りし、令和4(2022)年度にインフラ工事に着手
- 公共機能に関する取組スケジュール見直し

具体的な取組

検証の視点を踏まえ、準備組合が検討している整備イメージ(案)は次のとおりです。今後、これらの実現に向けて、準備組合による施設計画の検討が進められます。

検証の視点

整備イメージ(案)

※写真は参考イメージであり、実際のものと異なる可能性があります

- ①広場
- ②開放
- ③境界
- ④職住
- ⑤流動



広場空間に加え、低層部で、立体的かつ開放的な屋外空間を創出



異なる用途を近接させ、相互に融合するような構成で計画

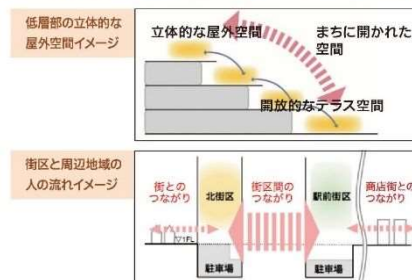


郊外における癒く環境を整備し、職住近接のニーズに対応



周辺地域との人の流れと連携を促進する、デッキ等の基盤の拡充整備

(参考)現時点での検討イメージ ※準備組合提供資料



※駅周辺交通環境の改善などの都市基盤整備については、現行案を踏襲します。(各標準率は500%以内) 3

本日のプログラム

①10:00～10:05 ②14:00～14:05	ごあいさつ（5分）
①10:05～10:10 ②14:05～14:10	前回の振り返り(5分)
①10:10～10:20 ②14:10～14:20	施設の利用規則について(10分)
①10:20～10:25 ②14:20～14:25	ワークショップの進め方、お約束について(5分)
①10:25～11:30 ②14:25～15:30	グループワーク(65分) みんなのためのルールを考える② - 自己紹介 (5分) - 個人で意見出し (20分) - グループワーク (20分) - まとめ (20分)
①11:30～11:50 ②15:30～15:50	グループ発表(20分)
①11:50～12:00 ②15:50～16:00	次回予告・なんでもアンケート(10分)

1. 前回の振り返り

前回の振り返り

前回のテーマ
様々な人にとって使いやすい
施設のルールを考える！

利用規則の基本方針、両館に関わる利用規則
(休館日、開館時間)、図書館の利用規則についてご意見
をいただきました。

前回の振り返り

施設	種別	WSのご意見
両館	利用規則の基本方針	
	ゆるやかな規則	・ 厳しいルールで縛り付けず自主性を重んじる ・ サイレントスペースをつくり、基本自由
	市民参加	・ 宮前区らしい ・ 市民の思いに寄り添って ・ 運営に区民が関われるような参加型の運営ルールがあると良い
	多様な使い方に対応	・ いろんな目的の人に使ってもらえる ・ 障がい者などわざわざ時間を分けなくても誰でも使える
	休館日	
	現状維持	・ 休館日については月1回、年末年始そのほか必要な場合で問題なし
	現状より減らす	・ 休館日は極力少なく ・ 蔵書整理を除き休館日なし
	現状より増やす	・ 毎週月曜、年末年始、特別作業日
	無休	・ 休館日なし ・ 年中無休、24時間開館
	開館時間	
	延長（夜間まで）	・ 9:00～21:00 ・ 9:00-22:00（駅前なので商業施設ともあわせて）
	延長（早朝から）	・ 7:00～22:00（通勤前後） ・ 朝早く6:00くらい～ 本を読んでから学校・職場に行く
	24時間	・ 24H稼働も検討してほしい
	職員	・ 職員の負荷を考える（無理のない勤務体制を） ・ 職員を増やす
	その他	・ 市民館・図書館の開館時間を合わせる

前回の振り返り

図書館	貸出ルール	
	冊数	・本はなるべく多く10~40冊 ・借りた冊数で期間を決める
	期間	・貸し出し期間を1か月程度にする ・貸し出し時に1週間、2週間、3週間と期間を選択
	貸出延長	・1回返すのではなく他に予約がなければ再延長したい
	本の持ち出し	・新しい施設の全館（商業施設含む）で本を読めるようにしてほしい ・「ショート貸し出し（数時間）」があれば持ち出した資料の管理も可能だと思う
	受取	・本の引き取りだけ閉館後夜間や休館日にできる
	機械化・無人化	・無人図書館化 ・予約貸出枠より24H化・無人化（返却は24H可）
	視聴覚資料	・DVD、CDを都内の図書館のように貸し出してほしい
	飲食・会話	
	飲食ルール	・水分以外の飲食はしない ・蓋つきボトルなら持ち込み可能 ・飲食については商業施設の中ですべき
		・軽食（サンドイッチ、おにぎり）まで可能とする ・飲食はにおいが強いものやビールなどのアルコールは禁止
	飲食スペース	・飲食可能なスペース ・無印みたいにコーヒーマーカーなどを置く（ジュースも）
		・施設見学でもあったような飲食スペースが（カフェなど）一緒にあるとよい
	飲食エリア分け	・飲食スペースは同フロアだと音や臭いが気になるので吹き抜けみたいな区画にほしい
	会話ルール	・静かにする ・しゃべるときは小声でしゃべり、図書館では会話を控える
	会話スペース	・会話OKスペース（図書館内） ・話しながら勉強できるスペース、中高生のテスト勉強
	会話エリア分け	・子どもエリアと閲覧エリアで階を分け、子どもエリアはいつでも生かせるように
		・集中して本を読む場所を分ける ・話が出来るエリアと静かにするエリアを分ける
		・原則飲食・会話可として逆にNGな場所とエリアを設定したらどうか

前回の振り返り

図書館	閲覧席	
	ルール	・現図書館の社会人席を学生も使えるようにしてほしい ・閲覧室、勉強室の有料化
	予約	・WEB予約を強化してほしい（予約しても来ない人にはペナルティを設ける） ・混雑時は2時間以上使わない
	混雑情報	・一般席の混雑情報をホームページに載せる（試験日など） ・席の混雑予想
	席種	・ネット予約できる席とフラットに行って座れる席を設ける ・有料席の設置
	学生向けスペース	・中高生専用スペース（武蔵野プレイス地下2Fのような） ・図書館の中で勉強OKの時間
	その他のスペース	・働く人のワーキングスペース ・子どもが騒いでもいいよ！という席があったら良い
	市民館との連携	・一般席混雑時、市民館の空き室を開放する ・市民館の空き室をリモートワークに開放する
	その他	
	ルール	・汚れてもいい本とそうでない本を分ける ・禁帯出資料は図書館エリアのみの利用
	併設施設	・館内に売店を設置 ・予約できる会議室がほしい ・本屋さんもある、文具店もある
	販売	・図書館でも本が買えるようにしたらどうか（本以外も）
	イベントスペース	・図書館内イベントができるように（お話し会とかビジネス対談など）

2. 本日の検討テーマ

本日の検討テーマ

みんなのためのルールを考える②

本日検討する項目は次のとおりです。

- 市民館の利用に関するルール
例：利用申込方法、申込時期、
貸出時間区分、飲食ルール など

3. 施設の利用規則について

再掲：「管理運営の6つの柱」



多くの人にとって使いやすい施設になるために、
どんな利用規則を設定するべきでしょうか？

利用規則・・・休館日や開館時間、予約方法などの施設のルールのこと

新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方の振り返り

●基本理念

**市民の力で成長し続ける、
宮前区らしいスタイルの市民館・図書館**

～多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ・生活・文化・
教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりをめざして～

新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方の振り返り

●基本方針

①行きたくなる市民館・図書館

「誰もがいきやすい・参加しやすい」「また行ってみたい・参加したい」施設となることを目指す

②まちに飛び出す市民館・図書館

地域の誰もが身近に感じるような施設となることを目指す

③地域の“チカラ”を育む市民館・図書館

人づくり、つながりづくりを支える施設となることを目指す

④空間・機能が“融合”する市民館・図書館

学びや気づきのきっかけ、人々や活動の出会いとつながりの一層の創出、多様なニーズに対応したより効果的な事業・サービスの提供等を実現する施設となることを目指す

⑤区役所・民間等と“連携”する市民館・図書館

区役所との機能融合や区内公共施設との連携強化を図るなど、相乗効果を発揮することで、宮前区全体の新たな賑わいや交流の促進等に寄与する施設となることを目指す

●「基本理念」、「基本方針」に基づいた利用規則を考えてみましょう！

新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方の振り返り

●基本方針

①行きたくなる市民館・図書館

「誰もがいきやすい・参加しやすい」「また行ってみたい・参加したい」施設となることを目指す

②まちに飛び出す市民館・図書館

地域の誰もが身近に感じるような施設となることを目指す

⇒ 「利用申込方法」「申込時期」などについて考える際に意識してみましよう。

③地域の“チカラ”を育む市民館・図書館

人づくり、つながりづくりを支える施設となることを目指す

④空間・機能が“融合”する市民館・図書館

学びや気づきのきっかけ、人々や活動の出会いとつながりの一層の創出、多様なニーズに対応したより効果的な事業・サービスの提供等を実現する施設となることを目指す

⇒ 「貸出時間区分」などについて考える際に意識してみましよう。

⑤区役所・民間等と“連携”する市民館・図書館

区役所との機能融合や区内公共施設との連携強化を図るなど、相乗効果を発揮することで、宮前区全体の新たな賑わいや交流の促進等に寄与する施設となることを目指す

本日の検討項目

●市民館

- ・ 利用申込方法
- ・ 申込時期
- ・ 貸出時間区分
- ・ 物品販売
- ・ 飲食ルール
- ・ フリースペース

4. 現施設のルールと 一般的なルールについて

現宮前市民館の設置目的、実施事業

● 川崎市市民館条例

条例第1条

目的：市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行ない、もって市民の教養の向上を図ること

条例第3条

- 事業**：
- (1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。
 - (2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。
 - (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
 - (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
 - (5) 文化活動の奨励を行なうこと。
 - (6) 視聴覚器材器具の貸出しを行なうこと。
 - (7) 社会教育関係団体の育成を図ること。
 - (8) 施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。

現宮前市民館の利用料金

● 宮前市民館の利用ルール

利用区分		午前 9:00～12:00 (ホール 9:00～11:30)	午後 13:00～17:00 (ホール 12:30～16:30)	夜間 17:30～21:00
大ホール	平日	7,260円	9,680円	16,720円
	土・日・祝・休日	8,712円	11,616円	20,064円
楽屋	平日	無料(ホール利用者のみ)		
	土・日・祝・休日			
大会議室	平日	3,850円	5,390円	6,930円
	土・日・祝・休日	4,620円	6,468円	8,316円
第1会議室	平日	1,210円	1,760円	2,200円
	土・日・祝・休日	1,452円	2,112円	2,640円
第2会議室	平日	1,760円	2,090円	2,750円
	土・日・祝・休日	2,112円	2,508円	3,300円
第3会議室	平日	1,210円	1,760円	2,200円
	土・日・祝・休日	1,452円	2,112円	2,640円
第4会議室	平日	2,090円	2,640円	3,410円
	土・日・祝・休日	2,508円	3,168円	4,092円
和室	平日	1,760円	2,090円	2,750円
	土・日・祝・休日	2,112円	2,508円	3,300円

※川崎市教育文化会館・川崎市市民館使用に関する減免措置取扱要綱に定めた事項については、減免や減額となります。

現宮前市民館の利用料金

● 宮前市民館の利用ルール

利用区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:30～21:00
視聴覚室	平日	2,090円	2,640円	3,410円
	土・日・祝・休日	2,508円	3,168円	4,092円
料理室	平日	2,090円	2,640円	3,410円
	土・日・祝・休日	2,508円	3,168円	4,092円
体育室	平日	330円	550円	1,100円
	土・日・祝・休日	396円	660円	1,320円
児童室	平日	無料		
	土・日・祝・休日			
ギャラリー	平日	無料		
	土・日・祝・休日			
実習室	平日	1,760円	2,090円	2,750円
	土・日・祝・休日	2,112円	2,508円	3,300円

現宮前市民館の利用ルール <利用申込方法>

● 宮前市民館の利用ルール

利用申込方法：大ホール …市民館窓口でのお申込み

会議室・教養室…ふれあいネット（川崎市公共施設利用予約システム）（※）

児童室 …市民館窓口でのお申込み

	市内個人登録 (市内在住・在勤・在学)	市内団体登録 (代表者を含む構成員が 5人以上)	市外個人登録
抽選申込	○	○	×(抽選後随時)

※ふれあいネット

- ・「ふれあいネット」は、市の公共施設の「施設予約」、「抽選申込み」、「空き状況の確認」、「取消の届出」などを簡略化するインターネットサービスです。
生涯学習情報の提供も行なっています。
- ・市民館・区役所等のふれあいネット利用者端末からの申込みは、各施設の開館時間内となります。また、電話（携帯電話含む）・パソコンでからの申込みは7時から24時までです。〔年末年始（12月29日～1月3日）は除く〕

現宮前市民館の利用ルール <申込み時期>

● 宮前市民館の利用ルール

	利用日の 1年前	利用月の 4カ月前 の24日	利用月の 4カ月前 の29日	利用月の 2カ月前 の2日	利用日の 14日前	利用日の 3日前
		← 利用月の 4カ月前 17~23日 →	← 抽 選 日 →	← 利用月の 4カ月前 25~28日 →		
会議室 教養室						
単独利用		抽選申込み期間	確定処理期間			
ホールと同時利用						
児童室						
通常予約						
単独予約						
ホール	抽 選 日					

※児童室 通常予約…会議室等を利用する団体が、学習・会議等の間に保育を必要とする場合

単独予約…営利を目的としない自主的な保育グループが、その活動自体のために親子で使用する場合

※川崎市の文化振興に寄与する事業で、特に認められた場合には優先申請ができる制度があります。

一般的な利用ルール <申込み時期>

◆申込み時期の例（ホール）

- ・ 利用希望日の○か月前～○日前まで

⇒利用する施設の性格によって期間が異なる場合もある

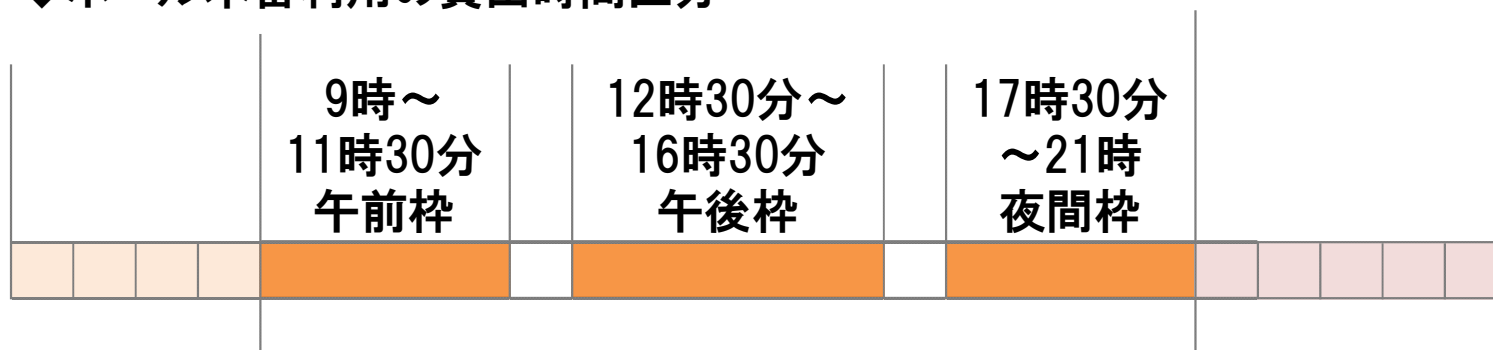
種別		関東甲信越地区	全国合計
受付開始日	1年以上前	30	90
	1年前	210	698
	9か月前	11	29
	6か月前	137	416
	その他	12	17
受付終了日	1か月以上前	57	134
	1週間前～1か月前	191	505
	直前～1週間前	90	355
	当日	52	235

（出展：全国公立文化施設協会「第6回 公立文化施設現況調査」）

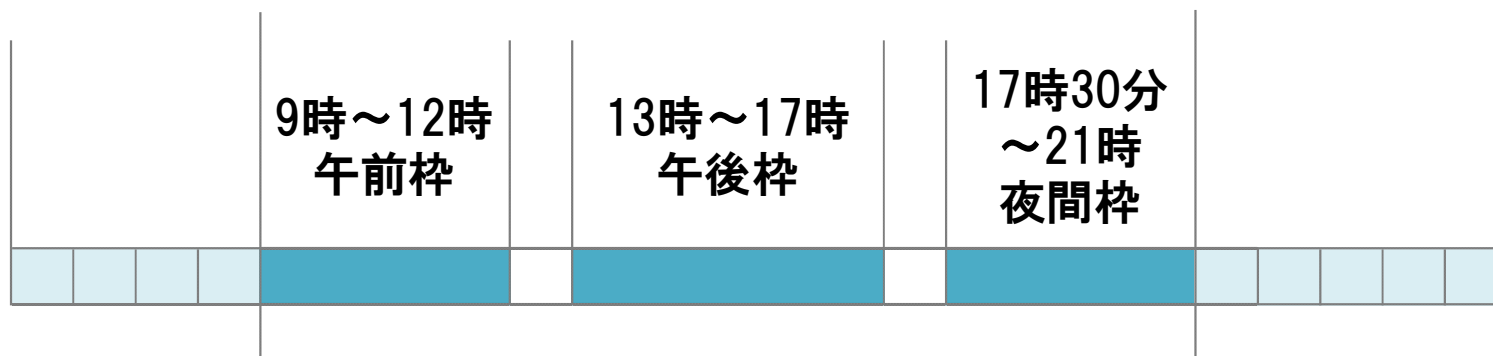
現宮前市民館の利用ルール <貸出時間区分>

● 宮前市民館の利用ルール

◆ホール本番利用の貸出時間区分



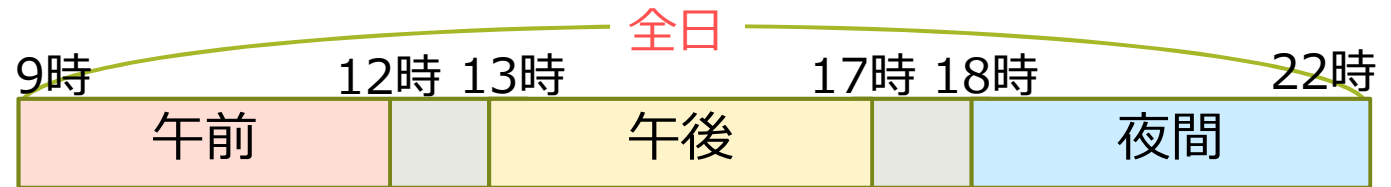
◆会議室、教養室の貸出時間区分



一般的な利用ルール <貸出時間区分>

◆ 区分の例

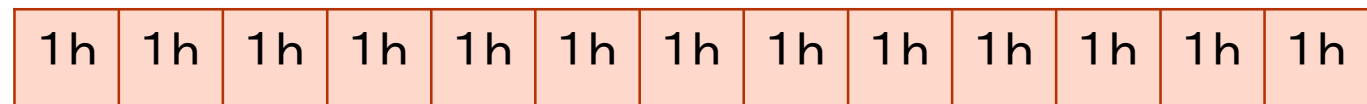
① 3区分制



⇒全国的に、公立文化施設では3区分制の施設が多い

長所：2区分以上利用する場合、区分間の時間も利用できる
短所：練習やリハーサルなどで使用するには区分時間が長い

② 時間制



⇒練習室・会議室などの諸室は時間制を取っている施設もある

長所：より多くの団体に利用してもらえる
短所：区分間に時間がない為、清掃やチェックが十分にできない

現宮前市民館の場合・・・全ての諸室が3区分制

現宮前市民館の利用ルール <物品販売>

- 宮前市民館の利用ルール

- ・ 館内での営利行為は、商業目的も市民の作品販売も不可。
ただし、**大ホールに限り、催物に関連する物品販売が可能。**

先進事例 <物品販売>

◆物品販売のルール 事例

○北上市文化交流センターさくらホール

- ・ **物品販売（商談・契約を含む）を目的として利用する場合、販売の開始から終了までの設定時間帯は5倍料金。（＝準備・撤去時間帯は通常料金）**
- ・ 小ホール、アートファクトリーの利用においても、**技術料・施術料・相談料・参加費・会費・テキスト代等内容の如何を問わず、事前の申請が必要。**

こんな発想の転換も・・・（大船渡市民文化会館）

市民の作品販売と、個人企業等の営利販売の境目が難しく、ギャラリー等での販売行為を許可することが難しいという課題があります。

そこで、事業として出店者が自分で作ったものだけ販売してよいという条件の「おおふなとクラフトワーク展」という催しをしています。



現宮前市民館の利用ルール <飲食ルール>

- 宮前市民館の利用ルール

- ・ 飲食を目的とした利用はできない。
ただし、料理室及びホールのホワイエでの飲食は可能。
- ・ 会議室・教養室を午前・午後で連続して使用する場合、軽食をとることや適宜の水分補給は可能としている。

先進事例 <飲食ルール>

◆ 飲食ルール 事例

○ 茅野市民館

- ・ 飲食可能な場所は、東広場とイベントスペースに限る。
- ・ 飲酒は全館禁止。
- ・ 上記飲食、飲酒禁止場所で、指定管理者が催事内容を検討した結果、許可したエリアを除く。



東広場



イベントスペース



先進事例 <飲食ルール>

◆飲食ルール 事例

○北上市文化交流センターさくらホール

- ・ **大、中ホールの客席内での飲食は、原則お断り**している。
- ・ その他（**小ホール、アートファクトリーまたは共用スペース**）では**飲食可能**。
※一部エリアで制限あり。
- ・ 飲食はお茶菓子・お弁当程度を想定しており、ビュッフェスタイルにする場合は制限がある。
- ・ **催事の都合上、飲食が必要となる場合は要相談**。



小ホール



ミュージックルーム2



大アトリエ



会議室1・2

アートファクトリー…会議室、練習室など

先進事例 <飲食ルール>

◆ 飲食ルール 事例

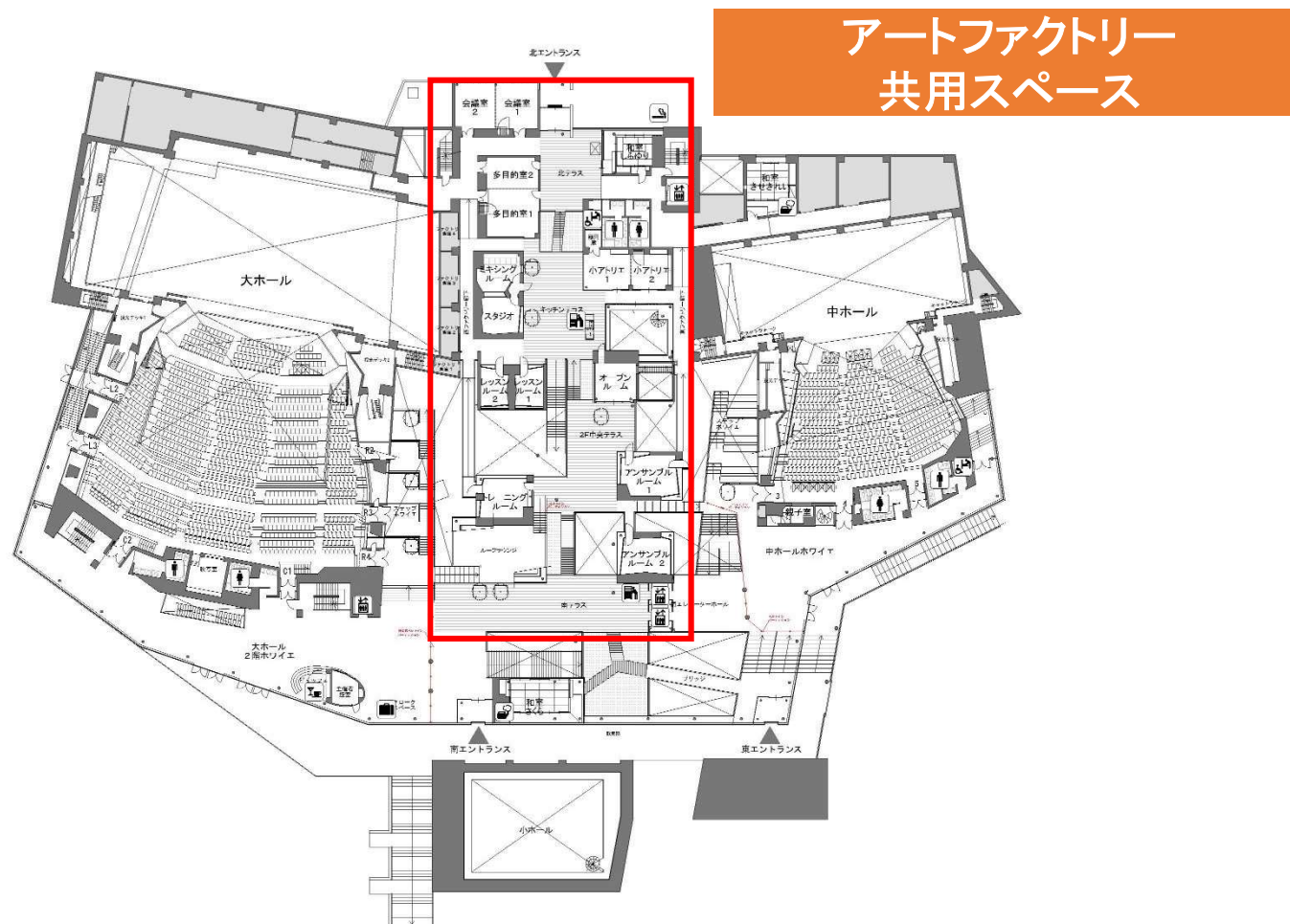
○北上市文化交流センターさくらホール1F



先進事例 <飲食ルール>

◆ 飲食ルール 事例

○北上市文化交流センターさくらホール2F



北上市文化交流センター
さくらホール 2階 全体平面図 S=1,400

現宮前市民館の利用ルール〈フリースペース〉

● 宮前市民館のフリースペース

- ・ 宮前市民館のロビーを活用して机や椅子を設置したフリースペースを設けている。
- ・ 一人当たりの利用時間は30分程度まで
- ・ グループでのゲーム目的での利用は不可
- ・ 「Cafeみやまえ」開催時には利用不可
- ・ その他、市民館の利用ルールに準じる

※現在は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、フリースペースの利用を休止しています。

フリースペース



フリースペース利用の際の注意



(参考)「Cafeみやまえ」開催の様子

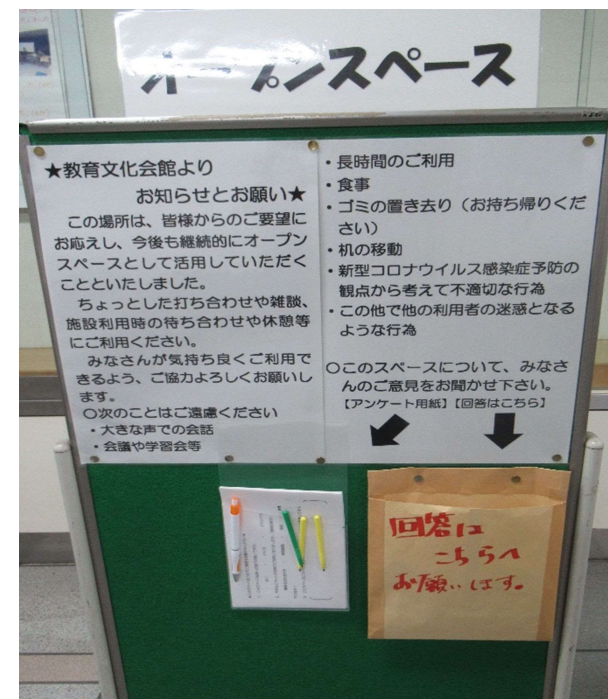


本市の事例 <フリースペース>

◆フリースペース 事例

○教育文化会館 1F 市民ギャラリー

- ・市民ギャラリーの一角を活用し、令和2年11月頃から開始。
- ・簡易な打合せや雑談、待ち合わせや休憩等を目的として使用可能。
- ・大きな声での会話不可、会議や学習室での利用不可、長時間の利用不可、食事不可、ゴミの置き去り不可 など



検討のポイント

- **利用申込方法**
 - ・ 現施設では諸室によって**ふれあいネット**または**市民館窓口でのお申込み**としているが、どのような申込方法がよいか。（P.22参照）
- **申込時期**
 - ・ 諸室によって申込時期が異なるが、現状のままでよいか。（P.23,24参照）
- **貸出時間区分**
 - ・ **現施設ではすべての諸室が3区分制**となっている。練習室などは時間制としている施設もあるが、新しい施設ではどうするか。（P.25,26参照）
- **物品販売**
 - ・ **現施設では大ホールに限り、催物に関連した物品販売を可能**としているが、新施設ではどうするか。（p.27,28参照）
- **飲食ルール**
 - ・ どのようなルールだと使いやすい？（P.29~33参照）
- **フリースペース**
 - ・ フリースペースはどのようなルールだと使いやすい？（P.34,35参照）

5. 本日のグループワーク

みんなのためのルールを考える①

本日のTO DO

1 市民館の利用規則を考えてみましょう！

- ・ 利用申込方法
- ・ 申込時期
- ・ 貸出時間区分
- ・ 物品販売
- ・ 飲食ルール
- ・ フリースペース

★ポイント

今はどんなところが不便？ どうしたら使いやすい？

市外利用は？ コロナ対策は？

色々な側面から考えてみましょう！

みんなのためのルールを考える①

 本日の作業イメージ

市民館の利用規則	
○利用申込方法	○申込時期
○物品販売	○貸出時間区分
○フリースペース	○飲食ルール
○その他	

これまでのWSで出たご意見振り返り

施設	項目	WSのご意見	参考：現市民館・図書館のルール
共通	開館時間	・市民館・図書館の開館時間延長	・市民館：午前9時～午後9時まで ・図書館：午前9時～午後7時（月～金） / 午前9時～午後5時（土日祝日）
市民館	減免	・バンドができる音楽室に 中学生高校生優先タイム（割引）をつくる ・子どもの利用料に配慮してほしい	・要申請。 ・次に該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料の5割相当額（1円未満の端数は切り捨て）を減額。 (1) 市がその事務事業のために使用する時。 (2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用する時。 (3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用する時。 (4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用する時。
	施設使用料	・施設を利用する回数によって無料で使える仕組み（スタンブカード式）	—
	営利行為 ・販売	・市民館で市民の 作品や農作物を即売できるようにルールを緩やかに ・市民館の中で地場野菜や果物を販売する（マルシェ） ・営利目的に使える公共施設(営利と非営利の間が必要) ・持ち回りで個人が定食屋や商店を出せるスペース ・地場野菜を使った食堂 ・子ども食堂	・館内での営利行為（販売・営業・宣伝・私塾など）は不可。 ・ただし、大ホールに限り催物に関連する物品の販売が可能。「物品販売許可申請書」を提出し、許可を受けることが必要。
	エリア分け	・市民館 小学生コーナー・中学生コーナー・フリーエリア	—
	飲食	・ 飲食を伴うイベントが可能な場所 (流しそうめん、もちつき、やきそばなどの衛生管理と許可)	—
	障がい者等への対応	・引きこもりスペース、音が苦手な人、障害のある人などが落ち着くための空間	—
	宿泊	・花火大会の後テントでお泊り会 ・宿泊できる	—

これまでのWSで出たご意見振り返り

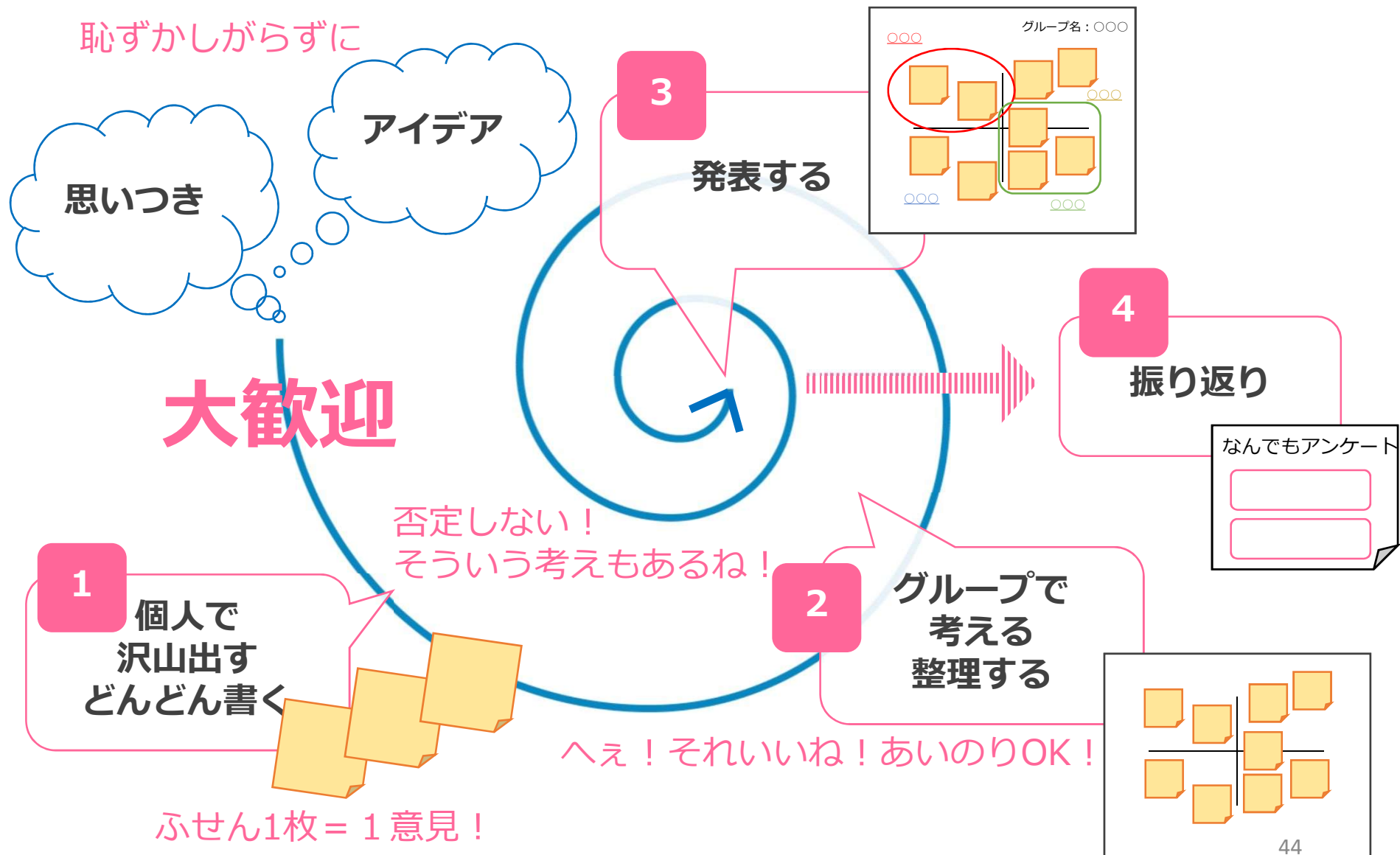
施設	項目	WSのご意見	参考：現市民館・図書館のルール
市民館	抽選	<ul style="list-style-type: none"> 子ども、大人の発表会、申込制にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールの受付初日10時の時点で、利用希望団体が複数いる場合は抽選で決定。ただし、抽選に参加できるのは、「ふれあいネット」に登録されている団体代表者が川崎市内に在住または在勤、及び市内に主な活動拠点を有する団体。
	使用申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースペース（予約なし、時間交代などで利用） ・部屋を借りるときに時間延長できる仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室・教養室 ふれあいネット抽選申込み期間 →利用月の4か月前の17日から23日 抽選日 →利用月の4か月前の24日 確定処理期間 →利用月の4か月前の25日から28日 随時予約 →利用月の4か月前の29日から利用日の3日前まで
図書館	開館時間	<ul style="list-style-type: none"> ・学習室の開館時間延長 ・夜のおはなし会（夏に怪談など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日まで →午前9時30分から午後7時まで（分館は午前10時から午後6時まで） ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律の開館日 →午前9時30分から午後5時まで（分館は午前10時から午後5時まで）
	宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館に泊まる 	—
	貸出・返却方法	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットで貸出返却したい ・本の貸し借りのできる場所を増やす、コンビニの活用 ・電子書籍貸出し ・図書の郵送サービス、宅配の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、返却ポスト（一部例外あり）、郵送サービス、移動図書館

これまでのWSで出たご意見振り返り

施設	項目	WSのご意見	参考：現市民館・図書館のルール	
図書館	貸出冊数	<ul style="list-style-type: none"> 一気に沢山借りることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 図書資料、自動車文庫貸出：合計10点以内 視聴覚資料：合計3点以内 身体障害者等宅配貸出：5点以内 	
	貸出期間	<ul style="list-style-type: none"> 貸出期間を延ばす 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館資料、視聴覚資料：貸出日から15日以内・自動車文庫貸出：2週間後の最初の巡回日まで 身体障害者等宅配貸出：15日以内（宅配期間を除く） 	
	貸出期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> 貸出延長を市民が利用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 「図書館ホームページ」、「館内利用者用検索機」、「貸出カウンター」で貸出延長が可能。 1回に限り貸出期間の延長が可能。 予約のある本、CD、他都市等からの借受資料、返却期限日から2週間以上遅れている資料については延長不可。 	
	貸出できない資料	<ul style="list-style-type: none"> 専門書も気軽に借りたり閲覧できる 	<ul style="list-style-type: none"> 辞書・事典等の参考図書（資料の背ラベルが茶色）、郷土・行政資料（資料の背ラベルが緑色）、雑誌の最新号などは貸出不可だが、閲覧は可。 	
	閲覧席		<ul style="list-style-type: none"> 勉強を教え合う、私語可の閲覧席 	<ul style="list-style-type: none"> 社会人席（6席、図書館にて抽選あり） パソコン席（14席、一般の方、パソコン兼用席、図書館にて抽選あり） 一般席（54席、一般の方、開館時から先着順）
			<ul style="list-style-type: none"> DVD視聴したい 	
<ul style="list-style-type: none"> 席予約をネットからしたい 				
障がい者等の対応		<ul style="list-style-type: none"> 特定のユーザー専用タイム（車いす、障がい児など） 	—	
		<ul style="list-style-type: none"> 障害児専用タイムを作る、心置きなく居れる 		

6. ワークショップの進め方、 お約束について

ワークショップの流れ



ワークショップのお約束

は

恥ずかしがらずに、
どんどん書いてみる、出してみる。

ひ

否定しない！自分と違った意見も、それもあるね。

ふ

ふせん1枚に一意見。
なるべく沢山、なるべく短く。

へ

へえ！それ、いいね！真似してOK！
便乗して発想を広げる。

ほ

他の人・グループの意見を聴く、褒める。

感染拡大防止のためのお願い

- ご発言の際にマスクを外さないでください。
 - 話し合いの際、手を挙げてからお話してください。
 - 文房具などの共有、受け渡しは行わないでください。
 - 書き終わった付せんは、机の上の分かりやすい位置に置いてください。
 - お茶、飴、マスクなどは会場に捨てず、お持ち帰りください。（ご希望の方にゴミ袋をお渡しします）
 - 終了後、名札とアンケート、文房具などはご自分の席の前に置いたまま、ご退出ください。
-
- 参加後に新型コロナウイルスの陽性となられた場合には、速やかに市にお知らせください。

7. グループ発表

8. 次回予告、 なんでもアンケート

今後の予定

回数	日付	テーマ
第1回	8月22日(土)	やりたいことを実現するための施設にするには？①
第2回	9月12日(土)	やりたいことを実現するための施設にするには？②
第3回	10月3日(土)	宮前区らしいスタイルの市民館・図書館を考える
第4回	11月7日(土)	「行きたくなる」を考える ～年間スケジュールを考えよう～
第5回	12月5日(土)	みんなのためのルールを考える①
第6回	4月17日(土)	みんなのためのルールを考える②
第7回	5月22日(土)	複合施設のメリットを活かした取組を考えよう
第8回	未定	「まちに飛び出す」を考える
第9回	未定	「地域の“チカラ”を育む」を考える ～どんな風に参加する？～



次回予告

複合施設のメリットを活かした取組を考えよう

複合施設のメリットを考慮した上で、
各施設間で連携する事業には
どんなアイデアがあるか、
そのためにどんな運営が求められるのか考える！

複合施設の良さを活かして、施設同士で連携した取り組みを行うとしたら、どんなことができそうですか？
考えてみましょう！

お疲れ様でした！

最後に

本日の感想や言い足りなかったことなど、
「**なんでもアンケート**」にご記入ください。

第6回 あたらしい宮前市民館・図書館を考えるワークショップ
なんでもアンケート

お名前： _____

1. 本日の感想をどうぞ！

2. 言いそびれてしまったこと、今後の要望など、なんでもどうぞ！

ありがとうございました！